安全・安心な街へ、身近な道路・公園・河川等の改善を！

熊本市民連絡会のみなさんと、地域の要望を各土木エンターへ届けました

5月23日に行われた「熊本市民連絡会」による各区土木センターへの要望行動には、地域住民も参加し、身近な道路・公園・河川等の改善を求めました。事前に提出された要望事項に沿って調査された内容をもとに、対応が報告されました。

半数以上が、「対応済」または「今年度中に対応」

事前に提出されていた要望は42件、その半数以上23件が「対応済」「今年度中の対応」ということでした。

傷んだ道路や舗装されていない市道・消えかかった道路の白線・公園の樹木の剪定・用水路の草取り・カーブミラーの不具合などはすみやかに対応されます。

【対応状況】

・対応済	３件
・対応予定	20件
・検討中	２件
・不可	３件
・その他	５件
・県へ要望	９件
合計	42件

横断歩道・停止線等は、県へ要望

市内全域において要望が多かったのが、横断歩道や停止線が消えかかっていることです。市からも改善を求めてもらいますが、市民連と党市議団で、後日熊本県へ要望していきます。

「公園トイレの貧困」、改善は切実

南区の御幸中央公園にあるトイレの改善要望が届けられました。駐車場があるために利用が多い公園ですが、トイレが汚く、トイレットペーパーもないので、気持ちよく利用できるトイレへとの要望がありました。しかし、公園の維持管理費は少なく、管理人のいない公園にはトイレットペーパーもないのが現状。改善を強く要望しました。

引き続き、要望は随時「党市議団」へお寄せください！
（FAX）359-5047　（メール）kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

【控室から】

軍事費を増やすことで脅かされる二つの安心

なすまどか

ロシアのウクライナ侵攻で、軍事費を増やすべきという意見が増えているように思います。しかし、私は軍事費増により二つの安心が脅かされることを懸念します。

一つは、日本が軍拡を進めれば、他国の軍拡を招き、将来にわたり軍拡競争が続くことになります。歴史を見れば、国と国との偶発的な衝突により、戦争に突入した事例は珍しくありません。戦争は、軍事力に勝る国の被害がゼロで軍事力に劣る国の被害が１００ではなく、双方の国で罪のない多くの国民の命が奪われます。

二つ目は、自民党が公約としているGDP費２％の軍事費を実現するためには、５～６兆円の予算増が必要となり、さらなる増税か暮らしのための予算削減が必要となります。厳しい暮らしに追い打ちをかける痛みが軍事費増とセットなることを強く指摘したいと思います。

軍事対軍事では、平和で安心な暮らしを築くことはできません。「紛争を戦争につなげない」ことを多くの国で共有している東南アジアの取り組みに学び、共産党が提案している「東アジアサミット」の発展こそ、いま日本が進むべき進路だと思います。

日本共産党
熊本市議会だより

NO. 1280
2022年6月5日号

電話　328－2656
FAX　359－5047
熊本市中央区手取本町１-１　メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
発行：日本共産党熊本市議団 ＨＰ：共産党 熊本市議団 検索

上野みえこ
（中央区）

なすまどか
（東区）

日本共産党熊本市議会だより 2022 年 6 月 5 日号（№1280）

熊本地裁判決「生活保護費の減額」は違法

引き下げた保護費は元に戻し、低い保護基準は引上げを！

大阪地裁判決に続く、全国 2 例目の画期的勝利判決

「生活保護費」の基準額引き下げは、生存権を保障した憲法 25 条に違反するとして、県下の生活保護受給者（原告）が熊本市などを「被告」として「引下げ処分の取消」を求め闘われてきました。

生活保護費引き下げ違憲訴訟・「いのちのとりで裁判」は、全国 29 地裁で闘われていますが、10 件目となる熊本地裁判決が、5 月 25 日に言い渡されました。熊本地裁判決は、大阪地裁判決に続く 2 つ目の勝利判決で、内容も含め画期的なものでした。

保護費引下げは、裁量権の逸脱・乱用、生活保護法違反

判決内容の要旨は、

① 引き下げ判断にあたり、所得が下位 10%の世帯の消費実態に生活保護基準額を合わせる「ゆがみ調整」の基礎となる政府の H25 年検証の結果を「2 分の 1」反映させるという点で、厚生労働相が専門的知見に基づく適切な分析・検討を怠っている。

② 物価下落に合わせ生活扶助費を減額させる「デフレ調整」に関し、基準部会での検証が行われておらず、厚労相は専門的知見に基づく適切な分析・検証を怠っている。

③厚生労働相による引き下げの過程や手続きは、「裁量権の逸脱または乱用したものと言わざるを得ず、生活保護法に違反し、違法である。

③熊本市などが行った生活保護費引き下げの処分を取り消す。

というものです。

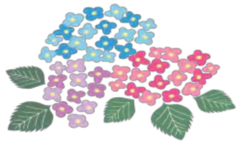

原告の赤裸々な訴えが司法へ届き、勝利判決へ

裁判の過程では、原告による意見陳述が行われ、生活保護受給世帯の暮らしぶりが細かに述べられてきました。

常々我慢を強いられ、社会とかかわることが制限されるような日々の暮らしは、到底「健康で文化的な生活」と言えません。報告集会では、原告が「恥ずかしいこともさらけ出したことがいい結果につながった」と話されていました。このような生の声、実態が裁判官に伝わっていったのは間違いありません。

熊本市は「控訴」せず、判決を確定へ

今回の裁判では、機関委任事務として国の保護制度を執行してきた熊本市の保護行政が司法によって断罪されるものとなりました。

今回の判決全文は 121 ページに及ぶもので、そこには 2013 年に行われた生活保護費の減額について、その判断を行った過程や判断根拠に大きな誤りがあり、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害するものであることがはっきり示されました。

被告である熊本市は、司法の判断を真摯に受け止め、「控訴」はせず、判決を確定させるべきです。

「憲法 25 条」の立場で、生活保護費の抜本的拡充を

今回の判決に基づき、国の生活保護基準を 2013 年の引き下げ前に戻すことはもちろん、熊本市でも削減してきた各種加算を復活し、低すぎる生活保護費は抜本的に引き上げていくべきです。